

平成 29 年度 喜多方市人事行政の運営等の状況

1 職員の任用の状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区分	人数	一般職員	再任用	任期付
平成 28 年 4 月 1 日現在職員数	512	507	0	5
退職者数 (H28.4.1～H29.3.31)	33	33		
採用者数 (H28.4.2～H29.4.1)	31	29	2	
平成 29 年 4 月 1 日現在職員数	510	504	2	4
増減数	△2	△4	2	

※再任用短時間勤務職員、臨時・非常勤職員除く。

(2) 部門別職員数の状況

部門 \ 区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成 28 年度	平成 29 年度		
議 会	6	6		
総 務	120	122	2	業務増による増
税 務	26	26		
民 生	100	110	10	組織体制見直しによる増
衛 生	35	34	△1	業務効率化による減
労 働	1	1		
農林水産	44	44		
商 工	30	30		
土 木	43	42	△1	事務の統廃合縮小による減
一般行政 計	405	415	10	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 83.77 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 77.00 人)
教 育	59	48	△11	組織体制見直しによる減
消 防	—	—	—	
普通会計 計	464	463	△1	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 93.46 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 99.96 人)
水 道	12	12		
下 水 道	12	11	△1	配置見直しによる減
そ の 他	24	24		
公営企業等会計 計	48	47	△1	
合 計	512	510	△2	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 102.95 人

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の目的

人事評価は、執務について勤務成績の評定を統一した方法により行い、職員の能力開発と人材育成に反映し組織の活性化を図ると共に、能力・実績に基づいた適材適所の人事管理の推進に資する

(2) 人事評価の対象者

原則として全職員

(3) 評価実施時期及び評価対象期間

評価基準日：2月1日

評価期間：4月1日から3月31日までの1年間

(4) 評価の種類

能力評価：評価対象期間中に取られた職務上の特徴的な行動を把握し、職務の遂行において発揮された能力の発揮度について評価する。

業績評価：目標管理の手法により被評価者が組織の方針に沿って自ら設定した目標等について、評価期間中の実績による達成度を評価する。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

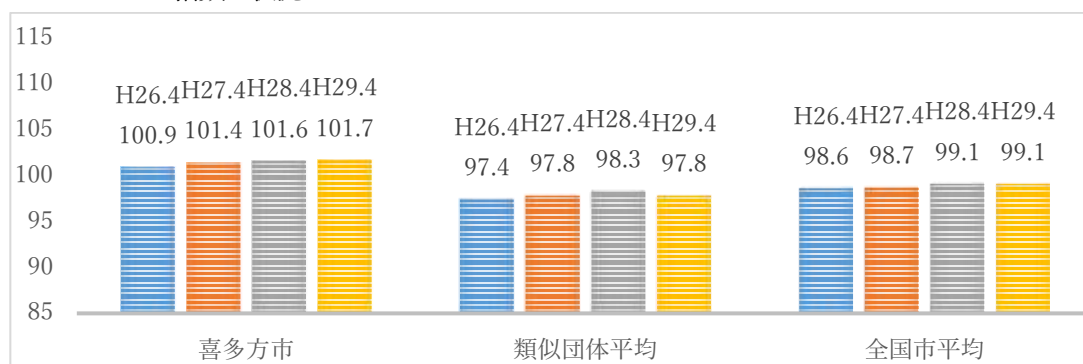
区 分	住民基本台帳人口 (平成 29 年 3 月 31 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	27 年度の 人件費率
28 年度	人 49,245	千円 26,125,179	千円 432,007	千円 4,627,951	% 17.7	% 17.7

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類 似団体平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
28 年度	人 464	千円 1,885,348	千円 293,701	千円 743,706	千円 2,922,755	千円 6,229	千円 5,286

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

③ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
喜多方市	43.8 歳	342,600 円	404,630 円	372,599 円
福島県	42.7 歳	330,000 円	412,596 円	360,947 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	42.4 歳	317,165 円	372,770 円	343,212 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
喜多方市	53.6 歳	19 人	345,500 円	369,526 円	357,218 円
うち学校給食員	52.2 歳	14 人	365,400 円	376,485 円	374,264 円
うち自動車運転手	57.8 歳	5 人	289,900 円	350,200 円	304,203 円
福島県	55.2 歳	238 人	343,900 円	383,401 円	359,806 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円
類似団体	50.8 歳	18 人	318,093 円	344,351 円	331,012 円

② 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	喜多方市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	183,400 円	189,100 円
	高 校 卒	150,400 円	153,900 円
技能労務職	高 校 卒	158,900 円	152,100 円
	中 学 卒	143,500 円	143,600 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

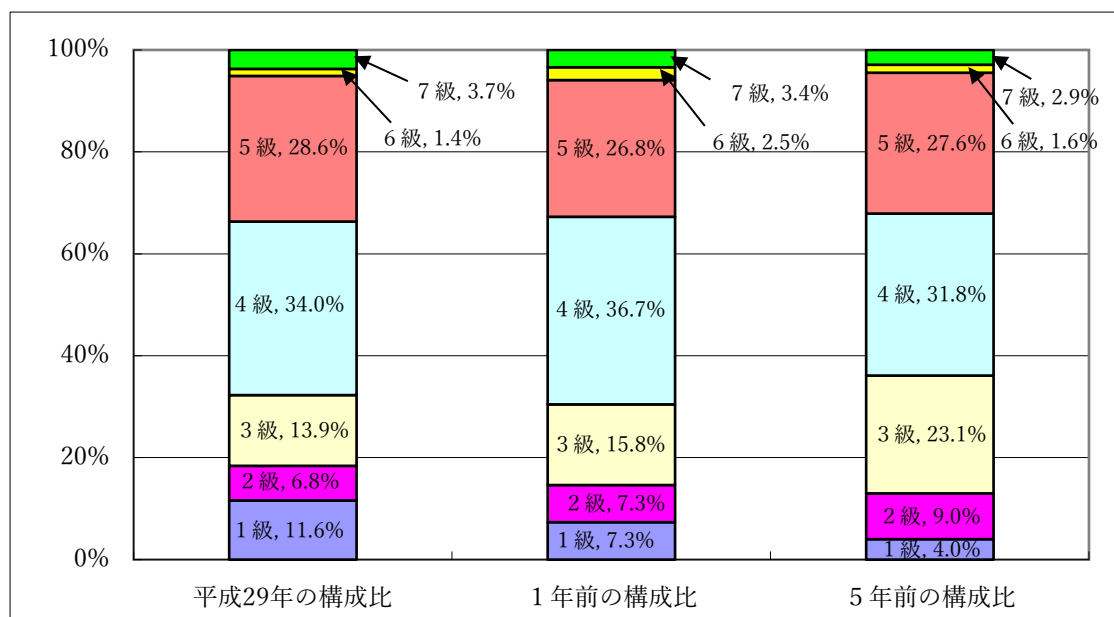
区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	269,433 円	314,160 円
	高 校 卒	226,500 円	271,275 円
技能労務職	高 校 卒	在職者なし 円	在職者なし 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	41 人	11.6 %	127,200 円	253,000 円
2 級	副主査・副技査	24 人	6.8 %	196,500 円	311,100 円
3 級	主査・技査	49 人	13.9 %	233,200 円	358,200 円
4 級	係長・副主任主査・主査	120 人	34.0 %	267,000 円	396,800 円
5 級	課長・課長補佐・主任主査	101 人	28.6 %	294,200 円	410,900 円
6 級	課長	5 人	1.4 %	325,800 円	424,100 円
7 級	部長・支所長	13 人	3.7 %	371,300 円	455,900 円

- (注) 1 喜多方市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

喜多方市	福島県	国
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,734 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

喜多方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	13,025 千円	21,084 千円			

※1人当たり平均支給額は平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当

(平成 29 年 4 月 1 日現在) ※制度なし

支給実績 (25 年度決算)		-	円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
-	- %	- 人	- %

④ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（28 年度決算）			25	千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（28 年度決算）			3,557	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28 年度）			1.36	%
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	感染症にかかっている患者の救護作業及び病原体に汚染された物件の処理作業等の防疫作業	0 千円	1 日 200 円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	行旅病人及行旅死病人取扱法に規定する業務	0 千円	死亡 1 件 4,000 円 病人 1 件 1,000 円
災害時出勤職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	火災及び出水等に際し設置される災害対策本部の業務のうち市長の指定する業務	0 千円	1 日 500 円
除雪業務に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	除雪作業用自動車による除雪業務	25 千円	1 日 300 円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	左記に業務に従事した職員	公共の用に供する事業に必要な土地の取得等のための庁外においての交渉業務	0 千円	1 日 250 円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	144,658 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）	318 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	119,447 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	267 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (28 年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 円 子（配偶者あり） 8,000 円 〃（配偶者なし） 10,000 円 子以外（配偶者あり） 6,500 円 〃（配偶者なし） 9,000 円 特定加算 5,000 円	同	—	67,620 千円	246,789 円
住居手当	月額 9,500 円を超える家賃を支払っている者（最高限度額 27,000 円）	異	月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者	14,138 千円	282,760 円
通勤手当	交通機関等利用者 55,000 円を越えるときは、その額と 55,000 円との差額の 1/2 を 55,000 円に加算。 自動車等使用者 2 km 以上 2,600～43,900 円	異	自動車等使用者 2 km 以上 2,000 円～24,500 円	28,960 千円	79,562 円
単身赴任手当	基本額 23,000 円、距離に応じた加算額 6,000 円～58,000 円	同	—	600 千円	300,000 円
管理職手当	部長 61,000 円 参事 53,000 円 課長 45,000 円 主幹 39,000 円	異	その勤務箇所・給料表・職務の級に応じて支給	33,482 千円	567,492 円
寒冷地手当	基準日（毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	同	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	32,544 千円	66,552 円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	950,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副市長	760,000 円	950,000 円 ／ 259,000 円 772,000 円 ／ 483,000 円
報 酬	議 長	430,000 円	545,000 円 ／ 230,000 円
	副議長	380,000 円	474,000 円 ／ 200,000 円
	議 員	350,000 円	442,000 円 ／ 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(28 年度支給割合)	
	副市長	3.10 月分	
	議 長	(28 年度支給割合)	
	副議長 議 員	3.15 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×支給率 (45/100)	20,520,000 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×支給率 (30/100)	10,944,000 任期ごと

- 1 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）については 7 時間 45 分、1 週間については 38 時間 45 分です。

また、勤務特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成 28 年度）

年次有給休暇は 1 年ごとに 20 日付与されており、20 日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

1 人当たり平均使用日数
8. 9 日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。特別休暇は選挙権の行使、結婚、出産、その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

種類	付与日数
1 産前産後休暇	産前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内、産後 8 週間以内
2 配偶者の出産休暇	2 日以内
3 妊娠障害休暇	14 日以内
4 育児休暇（保育時間）	1 日 2 回各 45 分以内又は 1 日 1 回各 90 分以内
5 生理休暇	その都度 2 日以内
6 忌引休暇	配偶者の場合 10 日以内ほか
7 夏季休暇	5 日以内
8 ボランティア休暇	5 日以内
9 結婚休暇	5 日以内
10 子育て休暇	7 日以内（子 2 人以上の場合 10 日以内）
11 介護休暇（短期）	5 日以内（要介護者が 2 名以上の場合 10 日以内）

12 育児参加休暇	5日以内
13 父母の祭日の休暇	その都度1日
14 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
15 リフレッシュ休暇	勤続20年表彰を受けた場合2日以内 勤続30年表彰を受けた場合3日以内
16 選挙権その他公民の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
17 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断のための休暇	必要と認められる期間
19 風水震災その他非常災害による交通遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
20 風水震災その他天災地変等により、職員の住居が滅失し、又は破壊を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 交通機関の事故等の不可抗力の原因による休暇	必要と認められる期間
22 風水震災その他の災害による、職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況（平成28年度）

育児休業は職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができ、部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲（30分単位）で取得することができます。なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となります。（単位：人）

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	計
男性職員	0	0	0
女性職員	11	0	11
計	11	0	11

(5) 介護休暇及び介護時間の取得状況（平成28年度）

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当である場合に6月の範囲内で最大3回に分けて認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

介護時間は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当である場合に連続する3年の期間内で、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができます。なお、勤務しない時間は無給となります。

	介護休暇取得者数	介護時間取得者数
男性職員	0	0
女性職員	0	0
計	0	0

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な経営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

②分限処分者数

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合 (法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号)	0	0	6	0	6
職に必要な適格性を欠く場合 (法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第 28 条第 1 項第 4 号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第 28 条第 2 項第 2 号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第 28 条第 2 項第 2 号)	0	0	0	0	0
計	0	0	6	0	6
法第 28 条第 4 項により失職した者					0

(2) 懲戒処分の状況 (平成 28 年度)

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務執行の秩序の維持を図る趣旨から整備されてます。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	1	0	0	1
計	0	1	0	0	1

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	0	1	0	0	1
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
管理監督責任	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

6 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあつては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限を遵守することが求められており、これらの服務規律を保持するため、公務員としての服務規律や綱紀の肅正について、必要に応じて職員へ周知徹底を図っています。

7 職員の研修の状況（平成 28 年度）

喜多方市人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組みとして職員研修を計画し、実施しました。

ふくしま自治研修センター、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、東北自治総合研修センター、その他職場外で実施される集合型研修へ派遣しました。

また、実務教養研修として、職員を講師とした業務における基本的知識の研修や、外部機関・団体等から講師を招いた専門的知識の研修・講演など、庁舎内集合研修を実施しました。

(1) 派遣研修

（単位：人）

機関名	研修名	人数
ふくしま自治研修センター	新規採用職員研修ほか	96
市町村アカデミー	制度運用関係	2
国土交通大学校	土地利用計画研修	1
東邦銀行	新入社員研修会	29
労働基準協会	刈払機取扱作業安全衛生教育	22
郡山産業機械講習所	伐木作業に関する特別教育	5
その他研修機関等	人事評価制度ほか	7
計		162

(2) 実務教養研修（総務課主催による庁舎内集合研修）

（単位：人）

研修名	講師	実参加者数
公務員倫理（コンプライアンス）研修	ふくしま自治研修センター教授	185
職員実務教養研修	総務課人事班職員	33
人事評価制度研修	総務課人事班職員	494
ハードクレーム対応研修	アイベック・ビジネス教育研究所	67
レジリエンス向上研修	アビット株式会社	31
メンタルヘルス研修（一般職編）	あさかストレスケアセンター	30
接遇力（住民満足度）向上研修	アビット株式会社	64
メンタルヘルス研修（管理職編）①	あさかストレスケアセンター	24
若手職員研修	喜多方市選挙管理委員会事務局 喜多方市会計管理者	41
人事評価制度（評価者）研修	株式会社インソース	201
メンタルヘルス研修（管理職編）②	あさかストレスケアセンター	20
コンプライアンス研修 （SNS・情報漏洩防止）	第一法規株式会社 駒澤綜合法律事務所弁護士	50
「ヒーロー学」講演会	ダルライザープランニング代表	24
計	外部講師 10 名 内部講師 4 名	1,264

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況（平成 28 年度）

（単位：人）

項目	対象者	受診者数
生活習慣病予防検診	全職員（人間ドック受診者除く）	330
乳がん検診	視触診・マンモグラフィ 女性 30 歳以上	88
子宮頸がん検診	女性 20 以上	80
人間ドック	該当者	159
ストレスチェック	全職員	490

(2) 公務災害等の状況（平成 28 年度）

区分	認定件数
公務災害	1
通勤災害	2
計	3

9 公平委員会の業務の状況（平成 28 年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

該当なし

(3) 人事行政相談の状況

該当なし

(4) その他

① 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

自治労喜多方市職員労働組合

イ 変更登録年月日とその内容

平成 28 年 9 月 20 日 役員の変更

平成 29 年 2 月 16 日 役員の変更

② 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正年月日）

規則改正なし

③ 職員の退職管理に関する状況

ア 地方公務員法第 38 条の 3 に基づく報告件数

なし

イ 地方公務員法第 38 条の 4 に基づく報告があった件数

なし

ウ 人事委員会が地方公務員法第 38 条の 5 に基づく調査を要求した件数

なし